

議案第171号

神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について

首都高速道路株式会社が、道路整備特別措置法第3条第6項の規定に基づき、神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更について国土交通大臣の許可を受けるべく、同条第7項の規定において準用する同条第3項の規定に基づき同意を求められたため、同条第4項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月25日提出

川崎市長 福田 紀彦

料金の額及びその徴収期間の一部を次のように改める。

1 基本料金の額

(2)①B中「利用可能な」を削り、(2)③イ中「Aから利用可能な最遠の出口等までの距離」を「記①Bの料金距離」に、「料金」を「記②の計算式により算出された料金の額」に改める。

2 特別の措置

(1)中「平成28年4月1日以降首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める日」を「平成28年4月1日」に、「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、(2)中「平成28年4月1日以降会社が別に定める日」を「平成28年4月1日」に、「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、(2)B中「利用可能な」を削り、(3)②中「Aから利用可能な最遠の出口等までの距離」を「記(2)Bの料金距離」に、「料金」を「料金の額」に改める。

3 通常料金及び特別の措置における割引

「通常料金」を「基本料金」に改め、(1)①イ中「下表に掲げる料金距離」を「35.7km超」に、「平成28年4月1日以降会社が別に定める日」を「平成28年4月1日」に、「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、(1)①イ表Bの次に

「ただし、横浜市道高速横浜環状北西線及び中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道本線を連続して通行する場合には上記の定めは適用せず、利用した出入口等の相互間の料金距離が1回の通行につき1台当たり、50.4km超となるときは、首都高速道路株式会社（以下「会

社」という。)が別に定める横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日から令和3年3月31日までの間は下表Cの区分に応じた割引後の額を適用し、それ以降の間は、下表Dの区分に応じた割引後の額を適用する。

なお、ただし書きにおいて、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道横浜青葉インターチェンジを流出し、会社が別に定める時間内に当該インターチェンジで再流入した場合は、連続して通行したものとみなす。

表C

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
50.4km超	1340.2464円	1637.8080円	1741.9546円	2604.8832円	3333.9091円

表D

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
50.4km超	1340.2464円	1637.8080円	1935.3696円	2604.8832円	4241.4720円

」

を加え、(1)④イ(ア)A中「平成38年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、(1)④イ(ア)B中「平成28年4月1日以降会社が定める日」を「平成28年4月1日」に、「平成38年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、(1)④イ(ア)B表C中「、一般国道14号(京葉道路)との接続部〔小松川ジャンクション供用開始の期日まで〕、一之江〔小松川ジャンクション供用開始の期日まで〕」を削り、(1)④ウ中「平成38年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、(1)⑤ウ及び(1)⑥ウ中「平成28年4月1日以降会社が別に定める日」を「平成28年4月1日」に、「平成38年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、(1)⑨の次に

「⑩ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引については、次のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C車のうち、午前0時から午前4時までの間に首都高速道路の最初の入口等に流入する自動車とする。

イ 割引率

50%とする。

ウ 実施する期間

令和2年7月20日から9月6日までの間とする。ただし、8月11日から8月24日までの間を除く。」

を加え、(2)中「割引相互間の適用関係」を「割引及び料金上乗せ相互間の適用関係」に改め、(2)①中「他の全ての割引」の次に「及び記4に定める料金上乗せ」を加え、(2)③中「及び都心流入・湾岸線誘導割引」を「、都心流入・湾岸線誘導割引並びに東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引及び料金上乗せ（記4に定める料金上乗せをいう。以下同じ。）」に改め、「次のとおりとする。」の次に、「ただし、割引相互間の重複適用後（大口・多頻度割引を除く。）の割引率は、最大で上限料金の引下げに係る割引後の額の50%とする。」を加え、(2)③ア中、

「

湾岸	○	○	—	湾岸
----	---	---	---	----

」を、

「

湾岸	○	○	—	湾岸	
大会	○	○	○	○	大会

」に改め、「「湾岸」」の次に「、「大会」」を加え、「及び都心流入・湾岸線誘導割引」を「、都心流入・湾岸線誘導割引並びに東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引及び料金上乘せ」に改め、(2)③イ中、

「

適用の順序	割引の種類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	環境ロードプライシング割引
3	都心流入割引又は都心流入・湾岸線誘導割引
4	大口・多頻度割引

」を、

「

適用の順序	割引及び料金上乘せの種類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	環境ロードプライシング割引
3	都心流入割引又は都心流入・湾岸線誘導割引
4	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引又は料金上乘せ
5	大口・多頻度割引

」に改め、(3)中「及び⑥」を「、⑥及び⑩」に改める。

5 その他

「その他」を「その他（乗継）」に改め、「(1) 乗継について」を削り、

(2)を削り、5を6とする。

4 料金の徴収期間

「平成77年9月30日」を「令和47年9月30日」に改め、4を5とし、5の前に次を加える。

「4 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング料金上乘せ

① 料金上乘せを適用する自動車

ア ETC車

料金上乘せを適用する自動車は、ETC車のうち、午前6時から午後10時までの間に首都高速道路の最初の入口等に流入し、かつ、②に定める適用区間を通行する自動車であって、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の3第1項第13号に定める「自家用又は事業用の別」が「自家用」であり、かつ、「自動車の用途等の区分について（依命通達）」（昭和35年9月6日自車第452号自動車局長通知）に定める「貨物自動車等」及び「特種用途自動車等」以外である軽自動車等及び普通車とする。

ただし、記3(1)②に定める割引を適用する自動車、または手帳もしくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付されている精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用する自動車、もっぱら社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する自動車及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の選手又は関係者を輸送する自動車のうち、事前に自動車登録番号又は車両番号等の会社が別に定める必要事項について、東京都に手続きがなされ、指定された自動車を除く。

イ 現金車

料金上乘せを適用する自動車は、現金車のうち、午前6時から午後10時までの間に首都高速道路の最初の料金所を通行し、かつ、②に定める適用区間を通行する軽自動車等及び普通車とする。

ただし、記3(1)②に定める割引を適用する自動車を除く。

② 適用区間

ア ETC車

ETC車のうち、下表に定める路線を通行する自動車とする。

路線
都道首都高速1号線
都道首都高速2号線
都道首都高速2号分岐線
都道首都高速3号線
都道首都高速4号線
都道首都高速4号分岐線
都道首都高速5号線
都道首都高速6号線
都道首都高速7号線
都道首都高速8号線
都道首都高速9号線
都道首都高速晴海線

都道首都高速11号線
都道首都高速葛飾江戸川線
都道首都高速板橋足立線
都道首都高速目黒板橋線
都道首都高速品川目黒線
都道高速湾岸線（湾岸環八を利用する場合を除く。）
都道首都高速湾岸分岐線
都道高速横浜羽田空港線
都道高速葛飾川口線
都道高速足立三郷線
都道高速板橋戸田線
神奈川県道高速横浜羽田空港線〔大師（羽田方向へ進行する入口に限る。）を利用する場合に限る。〕
埼玉県道高速葛飾川口線〔新郷（足立入谷方向へ進行する入口に限る。）を利用する場合に限る。〕
埼玉県道高速足立三郷線〔八潮南（加平方向へ進行する入口に限る。）を利用する場合に限る。〕
埼玉県道高速板橋戸田線（戸田南入口を利用する場合に限る。）
千葉県道高速湾岸線〔舞浜、浦安（葛西方向へ進行する入口に限る。）を利用する場合に限る。〕

イ 現金車

首都高速道路全線を通行する自動車とする。ただし、下表の出入口等を利用する場合を除く。

出入口等
三溪園（入口に限る。）
杉田（幸浦方向へ進行する入口に限る。）
新郷（安行方向へ進行する入口に限る。）
八潮南（八潮方向へ進行する入口に限る。）
戸田（入口に限る。）
新都心（さいたま見沼方向へ進行する入口に限る。）
新都心西（新都心方向へ進行する入口に限る。）
浦和北（入口に限る。）
美女木ジャンクション（高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線を通行し浦和南方向へ進行する利用に限る。）
浦安（千鳥町方向へ進行する入口に限る。）
阪東橋（入口に限る。）
岸谷生麦（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）
新横浜（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）
横浜港北（横浜青葉ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）

③ 料金上乗せ額

909.09円とする。

④ 実施する期間

令和2年7月20日から9月6日までの間とする。ただし、8月11日から8月24日までの間を除く。

⑤ 消費税等の取扱い及び料金上乗せ後の額の単位

記③に定める料金上乗せ額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により10円単位の端数処理を行うこととする。」